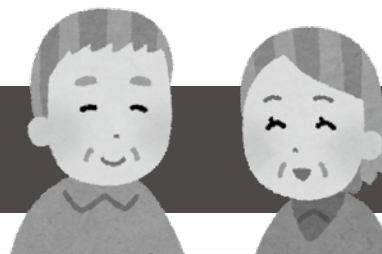


に関するお知らせ



令和4年度は被保険者証の更新が2回あります ～有効期限にご注意ください～

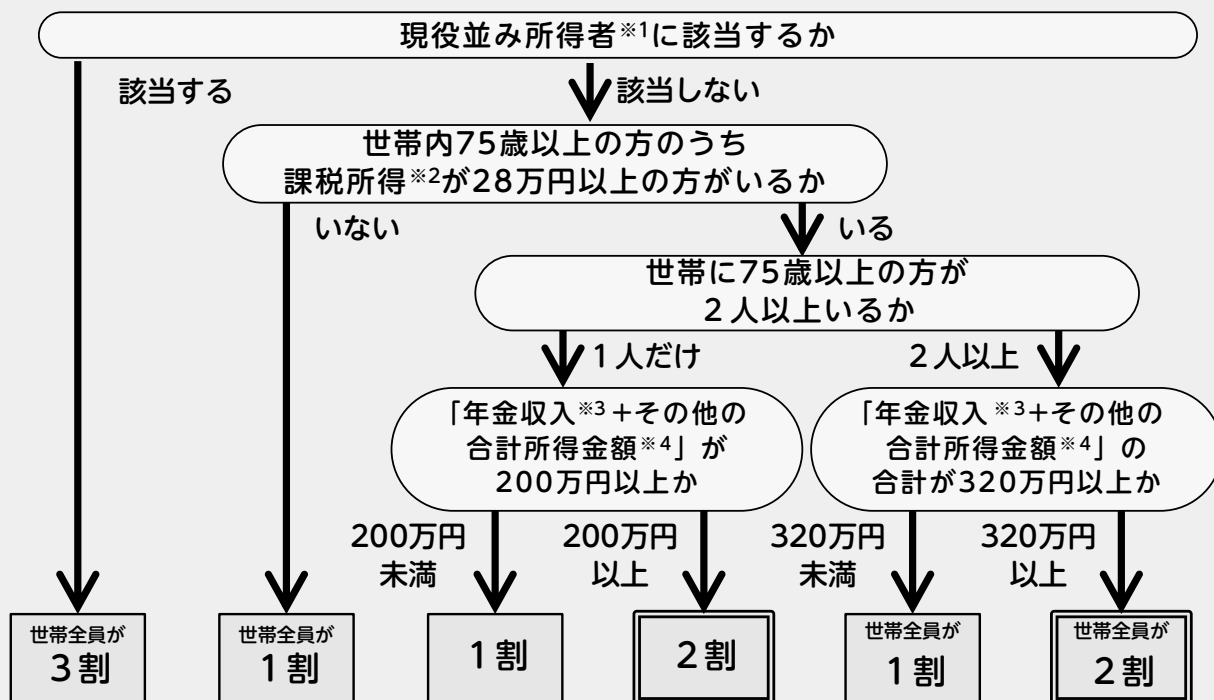
◆8月1日から9月30日まで有効の被保険者証は7月にお送りします

- ・10月から始まる後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しの影響により、1回目に交付する被保険者証（うぐいす色（薄緑色））の有効期限は、8月1日から9月30日までとなります。
- ・7月中に簡易書留郵便でお届けします。

◆10月1日から令和5年7月31日まで有効の被保険者証は9月にお送りします

- ・10月1日から、一定以上の所得のある方（75歳以上の方等）は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- ・2回目に交付する被保険者証（クリーム色）の有効期限は、10月1日から令和5年7月31日となります。
- ・9月中に簡易書留郵便でお届けします。
- ・令和3年中の所得をもとに、令和4年9月頃から、10月以降の負担割合の判定が可能になります。10月からの負担割合は、9月中に届く被保険者証でご確認ください。
- ・住民税非課税世帯の方は、変わらず1割負担となります。

10月1日から医療費の窓口負担割合が変わります ～主に以下の流れで判定します～



※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。

「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

後期高齢者医療制度

令和4年度の保険料をお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、令和4年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を、7月中に送付します。

●保険料の計算のもとになるのは

令和4年度の保険料は、令和3年中の所得にもとづいて計算されます。

●保険料の支払い方法は

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている方は、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

「普通徴収」の欄に金額が記載されている方は、納付書か口座振替でお支払いいただきます。



「限度額適用・標準負担額減額認定証」、 「限度額適用認定証」を更新します

●「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」とは

医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」、現役並み所得者の方は「限度額適用認定証」を提示すると、同一医療機関での窓口負担が、ひと月の限度額までとなります。

●対象となる方

- ・限度額適用・標準負担額減額認定証

令和4年度の住民税（町・県民税）が世帯全員非課税の方

- ・限度額適用認定証

令和4年度の住民税課税所得が145万円以上690万円未満の方

●手続き方法

①昨年から引き続き対象の方

新しい被保険者証に同封して郵送いたします。（申請手続きは不要です）

②対象となる方で認定証をお持ちでない方

被保険者証と個人番号（マイナンバー）がわかる書類をご持参のうえ、住民課保険年金担当で申請してください。



◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 0748-52-6584

滋賀県後期高齢者医療広域連合

☎ 077-522-3013

制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は厚生労働省コールセンター ☎ 0120-002-719